

リース取引の消費税はいままでどおり処理できます！

－賃貸借処理した場合に分割仕入控除が認められました－

中小企業のお客様

すべてのリース取引について支払リース料を費用処理（賃貸借処理）できます。

上場企業などのお客様

－契約300万円以下のリース取引などは支払リース料を費用処理（賃貸借処理）できます。

支払リース料を費用処理（賃貸借処理）されるお客様は、リース料に係る消費税額をリース料のお支払いに応じて処理（分割仕入控除）することができます！

| 課税期間（初年度） | 課税期間（2年度） | 課税期間（3年度） | 課税期間（4年度） |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 月額リース料＋消費税額 | 月額リース料＋消費税額 | 月額リース料＋消費税額 | 月額リース料＋消費税額 |
| ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 仕入控除 | 仕入控除 | 仕入控除 | 仕入控除 |

※課税期間は法人（事業年度）、個人（暦年）となります。

- ・リース料（消費税額含む）の支払いと消費税の仕入控除のタイミングが一致します。
- ・「平成20年3月31日までに契約したリース取引」、「オペレーティング・リース取引（再リース取引を含みます。）」、「レンタル取引」の消費税の処理と同じになります。

社団法人リース事業協会

<http://www.leasing.or.jp>